統合修了証のご案内

福井県労働基準協会で発行する「技能講習」と「特別教育・職長教育・KYリーダー研修」の修了証は、 統合修了証になりました。

新たに福井県労働基準協会の講習を受講される場合は、これまでに福井県労働基準協会で取得された 修了証と併せた統合修了証を交付します。この場合、統合のための手数料は必要ありません。

修了証の統合手続きだけもできます。再交付や書替も統合修了証になります。別途手数料が必要です。 統合できる修了証は福井県労働基準協会で発行した修了証に限ります。

技能講習



福井県労働基準協会で取得された技能講習修了証を1枚にまとめた、統合修了証を交付します。

※ ただし、当協会が事業を廃止した下記の技能講習は、当協会では修了証を発行できません。技能講習 修了証明書発行事務局で技能講習修了証明書(カード)を発行しますので、技能講習修了証明書発行事 務局 (TEL: 03-3452-3371) へお問合せください。

○酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ○第1種酸素欠乏作業主任者技能講習

○石綿作業主任者技能講習

特別教育・職長教育・KYリーダー研修



福井県労働基準協会各支部で取得された特別教育・職長教育・KYリーダー研修の修了証をまとめた、統合修了証を交付します。(教育等が8種類までで1枚のカードに、9~16種類では2枚のカードになります。)

安全衛生推進者養成講習・安全管理者選任時研修など

技能講習、特別教育・職長教育・KYリーダー研修以外の講習等は、講習ごとに賞状タイプ(A4厚紙)の修了証になります。統合はできません。